

第9期

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2020年6月23日（火曜日）午前10時

開催場所

大阪市北区中之島六丁目2番27号

中之島センタービル内

リーガロイヤルNCB 2階「松の間」

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年は可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申し上げます。

本年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■ 第9期定時株主総会招集ご通知……………	1
■ 株主総会参考書類……………	4
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案	取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
■ 添付書類	
事業報告……………	17
連結計算書類……………	31
計算書類……………	33
監査報告書……………	35



サノヤスホールディングス株式会社

証券コード 7022

証券コード 7022
2020年6月4日

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目3番23号
サノヤホールディングス株式会社
取締役社長 上 田 孝

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わりありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。次頁4.のご案内に従って2020年6月22日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島六丁目2番27号
中之島センタービル内
リーガロイヤルNCB 2階「松の間」
（末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 株主総会の目的である事項
 - 報 告 事 項 1. 第9期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月22日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2020年6月22日（月曜日）午後5時30分までにご行使ください。

以上

〈お願い〉

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈お知らせ〉

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本株主総会招集ご通知添付書類への記載に代えて、当社ウェブサイト（<http://www.sanoyas.co.jp>）に掲載しております。

■事業報告

- 新株予約権に関する事項
- 株式会社の業務の適正を確保するための体制に関する事項
- 株式会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

■計算書類

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

(注) 添付しております事業報告は、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部であります。また、添付しております連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ウェブサイト（<http://www.sanoyas.co.jp>）において掲載することによりお知らせいたします。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

(1)インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2)議決権の行使期限は2020年6月22日（月曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3)書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって、複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4)議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1)パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2)パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3)議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1)本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2)その他のご照会は、下記のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 剰余金の処分に関する事項

当社は当期、繰越利益剰余金の欠損として、313,993,118円を計上しており、この欠損を補填し早期に財務体質の健全化を図るため、次のとおり、その他資本剰余金の一部を取り崩し、繰越利益剰余金に充当することについてご承認をお願いしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 313,993,118円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 313,993,118円

2. 期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題として認識しており、企業体質強化のための内部留保に努めながら、業績に対応した配当を維持、継続することを基本方針としております。

安定的な配当の継続及び今後の事業展開並びに当期業績及び財務状況等を総合的に勘案し、第9期の期末配当は、その他資本剰余金を配当原資として、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円、総額163,083,925円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月24日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	うえだ たかし 上田 孝 (1952年7月25日生)	<p>2002年6月 株式会社三井住友銀行執行役員大阪本店営業第一部長 2005年6月 同行常務執行役員大阪本店営業本部長 2006年4月 同行常務執行役員 2007年5月 SMBCセンターサービス株式会社代表取締役社長 2008年5月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（現サノヤス・ライド株式会社）副社長執行役員 2008年6月 同社代表取締役副社長執行役員社長補佐 2009年6月 同社代表取締役社長 2011年10月 当社代表取締役社長【現任】 2012年1月 サノヤス造船株式会社代表取締役社長【現任】 2018年4月 サノヤスMTG株式会社代表取締役社長【現任】</p> <p>（重要な兼職の状況） サノヤス造船株式会社 代表取締役社長 サノヤスMTG株式会社 代表取締役社長</p> <p>（候補者とした理由） 取締役社長として長年経営を担っており、茲許の難しい経営環境下において、豊富な経験と実績に裏打ちされた強いリーダーシップを発揮して当社グループの経営を牽引することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	100,228株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">新任</p> <p>きた つじ い さ お 北 達 伊 佐 雄 (1960年3月28日生)</p>	<p>1982年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行 2005年6月 同行立売堀法人営業部長 2007年4月 同行京都法人営業第二部長 2009年4月 同行本店営業第七部長 2011年4月 同行法人審査第二部長 2012年4月 同行執行役員法人審査第二部長 2013年4月 同行執行役員法人部門副責任役員（法人審査第二部） 2014年4月 同行執行役員ホールセール部門副責任役員（法人審査第二部） 2015年5月 SMMオートファイナンス株式会社（現マツダクレジット株式会社）顧問 2015年6月 同社代表取締役社長執行役員 2019年8月 当社副社長執行役員社長補佐【現任】 2019年8月 サノヤス造船株式会社代表取締役副社長【現任】 2019年8月 サノヤスMTG株式会社代表取締役副社長【現任】</p> <p>（重要な兼職の状況） サノヤス造船株式会社 代表取締役 サノヤスMTG株式会社 代表取締役</p> <p>（候補者とした理由） 企業金融に精通し、事業会社での経営者としての経験も備えています。その知見と実績を活かし、取締役会の構成員として経営全般の指揮、監督が期待できるため、新たに取締役候補者といたしました。</p>	12,222株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	きた がわ おさむ 北 川 治 (1958年4月8日生)	2007年4月 株式会社三井住友銀行企業情報部部长 2010年4月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（現サノヤス・ライ ド株式会社）経理部理事兼企画部理事 2011年4月 同社執行役員 2011年6月 同社取締役執行役員 2011年10月 当社取締役執行役員 2012年6月 当社取締役常務執行役員 2015年4月 当社取締役専務執行役員 2017年4月 当社代表取締役専務執行役員 2017年4月 サノヤス造船株式会社代表取締役専務取締役【現任】 2018年4月 サノヤスMTG株式会社代表取締役専務取締役【現任】 2020年4月 当社代表取締役専務執行役員総務部担当兼法務部担 当兼財務部担当兼企画部担当【現任】 （重要な兼職の状況） サノヤス造船株式会社 代表取締役 サノヤスMTG株式会社 代表取締役 （候補者とした理由） 財務、経理をはじめ経営管理部門を長年統括しており、その豊富な 経験と実績を活かして、取締役会の構成員として監督から業務執行 に至る幅広い視点での職務執行が期待できるため、引き続き取締役 候補者といたしました。	23,794株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p>まつもとひろゆき 松本裕之 (1954年6月2日生)</p>	<p>1975年4月 佐野安船渠株式会社（現サノヤス・ライド株式会社）入社 2007年6月 同社水島製造所工作部長 2010年4月 同社水島製造所管理部長 2011年4月 同社執行役員 2012年1月 サノヤス造船株式会社執行役員 2014年4月 当社執行役員 2015年6月 当社取締役 2017年4月 当社取締役常務執行役員 2018年4月 当社取締役専務執行役員 2019年4月 サノヤス造船株式会社代表取締役専務取締役【現任】 2019年4月 サノヤスMTG株式会社代表取締役専務取締役【現任】 2019年6月 当社代表取締役専務執行役員人事部担当【現任】</p> <p>（重要な兼職の状況） サノヤス造船株式会社 代表取締役 サノヤスMTG株式会社 代表取締役</p> <p>（候補者とした理由） 造船事業の製造部門や主力工場の統括に長年携わった経験を活かし、技術・技能伝承や労働安全を含め人事業務を広く所管しており、取締役会の構成員として監督から業務執行に至る幅広い視点での職務執行が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	16,393株
5	<p>新任 ただつとむ 多田勤 (1959年11月1日生)</p>	<p>1982年4月 佐野安船渠株式会社（現サノヤス・ライド株式会社）入社 2011年10月 当社企画部経営管理室長 2012年11月 当社経理部長 2016年4月 当社執行役員 2017年4月 (株)サノテック代表取締役社長 2020年4月 当社常務執行役員経理部担当兼システム企画部担当【現任】 2020年4月 サノヤス造船株式会社常務取締役経理部担当兼システム企画部担当【現任】 2020年4月 サノヤスMTG株式会社常務取締役経理部担当兼システム企画部担当【現任】</p> <p>（候補者とした理由） 経理及び原価管理に長年携わるとともに基幹システムの整備等を所管し、グループ子会社での社長経験も有しています。その経験と実績を活かして、取締役会の構成員として監督から業務執行に至る幅広い視点での職務執行が期待できるため、新たに取締役候補者といたしました。</p>	4,098株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<p style="text-align: center;">社外 独立</p> <p style="text-align: center;">たに ぐち てつ ろう 谷 口 哲 郎</p> <p style="text-align: center;">(1950年10月5日生)</p>	<p>2002年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループグループ事業部長</p> <p>2003年6月 株式会社三井住友銀行常任監査役</p> <p>2004年6月 SMBCファイナンスサービス株式会社代表取締役社長</p> <p>2006年4月 銀泉株式会社非常勤監査役</p> <p>2006年5月 株式会社レナウン常勤監査役</p> <p>2009年5月 東西建築サービス株式会社代表取締役社長</p> <p>2014年6月 当社社外取締役【現任】</p> <p>(候補者とした理由) 企業経営に関わる豊富な経験と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見、業務執行に対する適切な監督を行っており、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保が期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	6,990株
7	<p style="text-align: center;">社外 独立</p> <p style="text-align: center;">もり しげ お 森 薫 生</p> <p style="text-align: center;">(1954年9月26日生)</p>	<p>1982年4月 弁護士登録(現在に至る)</p> <p>1988年1月 辻中・森法律事務所パートナー弁護士</p> <p>1999年4月 森薫生法律事務所(現高麗橋中央法律事務所)開設(現在に至る)</p> <p>2005年4月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌(現サノヤス・ライド株式会社)仮監査役</p> <p>2005年6月 同社社外監査役</p> <p>2011年10月 当社社外監査役</p> <p>2011年10月 サノヤス造船株式会社社外監査役</p> <p>2015年6月 当社社外取締役【現任】</p> <p>(重要な兼職の状況) 高麗橋中央法律事務所所長(弁護士) 株式会社関西スーパーマーケット 社外取締役監査等委員 岩井コスモ証券株式会社 社外監査役</p> <p>(候補者とした理由) 弁護士として長年の経験と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見、業務執行に対する適切な監督を行っており、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保が期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	14,371株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div> そえ じま す が 副 島 寿 香 (1958年11月17日生)	1984年9月 アメリカ合衆国イリノイ州公認会計士ライセンス登録(現在に至る) 1984年10月 デロイト・ハスキンス&セルズ公認会計士共同事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2005年6月 同法人パートナー 2019年6月 同法人パートナー退任、同法人退職 (候補者とした理由) 公認会計士として長年の経験と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見、多様な価値観を踏まえた議論への寄与が期待できるため、新たに社外取締役候補者いたしました。	0株

- (注)
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 谷口哲郎、森 薫生及び副島寿香の各氏は、社外取締役候補者です。
 3. 谷口哲郎氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。
 4. 森 薫生氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、3年9カ月でした。
 5. 当社は、谷口哲郎氏及び森 薫生氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。また、副島寿香氏につきましても、同氏の選任が承認された場合には、当該契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる最低責任限度額となります。
 6. 谷口哲郎、森 薫生及び副島寿香の各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同取引所に届け出ております。谷口哲郎氏及び森 薫生氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定です。また、副島寿香氏につきましても、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定です。
 7. 所有する当社株式の数には、2020年3月31日現在の役員持株会名義分を含んでおります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数		
1	まつ だ たけ ろう 松 田 武 郎 (1956年12月22日生)	2001年4月 株式会社三井住友銀行事務統括部副部長 2002年10月 大和証券SMBC株式会社(現大和証券株式会社)業務部部长 2008年4月 プライマス・ファイナンシャル・サービス株式会社 (現マツダクレジット株式会社)取締役専務執行役員 2015年6月 当社常勤監査役 2015年6月 サノヤス造船株式会社監査役【現任】 2018年6月 当社取締役(常勤監査等委員)【現任】 (候補者とした理由) 2015年に当社の常勤監査役就任以来、当社の事業運営に関する識見をもとに、監査において必要な情報収集や取締役等の職務執行の監査を行っており、職務の適切な遂行が期待できるため、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。	5,008株		
2	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">社外</td> <td style="padding: 2px;">独立</td> </tr> </table> なか お まこと 中 尾 誠 (1953年3月14日生)	社外	独立	2004年4月 株式会社三井住友銀行執行役員事務統括部長 2005年6月 同行執行役員個人業務部長兼株式会社三井住友フィナンシャルグループコンシューマービジネス統括部長 2007年4月 同行常務執行役員 2008年5月 SMBCセンターサービス株式会社代表取締役社長 2013年6月 同社代表取締役会長 2015年6月 当社社外監査役 2018年6月 当社社外取締役(監査等委員)【現任】 (候補者とした理由) 会社経営に関わる豊富な経験と幅広い識見をもとに、独立した客観的な立場から経営に対する助言や意見、取締役等の職務執行の監査を行っており、経営者や特定の利益に偏ることなく公正・中立的な監査をする責務を認識し適切に職務を遂行する能力を有していると判断していることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	7,517株
社外	独立				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<div style="text-align: center;"> 社外 独立 </div> やま だ しげ よし 山 田 茂 善 (1954年10月12日生)	1982年 9月 デロイト・ハスキングス&セルズ公認会計士共同事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1986年 8月 監査法人中央会計事務所（旧みずほ監査法人）入所 1987年 8月 公認会計士登録（現在に至る） 1988年 8月 太陽監査法人（現太陽有限責任監査法人）大阪事務所入所 1992年 7月 同法人代表社員 2007年 7月 同法人大阪事務所長 2014年 7月 同法人総括代表社員CEO【現任】 2015年 6月 当社社外監査役 2018年 6月 当社社外取締役（監査等委員）【現任】 （重要な兼職の状況） 太陽有限責任監査法人 総括代表社員CEO （候補者とした理由） 公認会計士としての財務・会計に関する広範な専門知識、豊富な経験をもとに、客観的な立場から経営に対する助言や意見、取締役等の職務執行の監査を行っており、経営者や特定の利益に偏ることなく公正・中立的な監査をする責務を認識し適切に職務を遂行する能力を有していると判断していることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。	7,517株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中尾 誠、山田茂善の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者です。
3. 中尾 誠氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、3年でした。
4. 山田茂善氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、3年でした。
5. 当社は、中尾 誠、山田茂善の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる最低責任限度額となります。
6. 中尾 誠、山田茂善の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定です。
7. 所有する当社株式の数には、2020年3月31日現在の役員持株会名義分を含んでおります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 株式の数
<p>そえ じま す が 副 島 寿 香 (1958年11月17日生)</p>	<p>1984年9月 アメリカ合衆国イリノイ州公認会計士ライセンス登録（現在に至る） 1984年10月 デロイト・ハスキング&セルズ公認会計士共同事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2005年6月 同法人パートナー 2019年6月 同法人パートナー退任、同法人退職 (候補者とした理由) 公認会計士としての財務・会計に関する広範な専門知識、豊富な経験をもとに、法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合、速やかに監査等委員としての職責を果たしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>	<p>0株</p>

- (注) 1. 副島寿香氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 副島寿香氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。
 3. 副島寿香氏は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任する予定ですが、法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を辞任し、監査等委員である社外取締役に就任する予定です。
 4. 第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認されますと、当社は、副島寿香氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる最低責任限度額となります。
 5. 副島寿香氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同取引所に届け出ております。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合には、独立役員とする予定です。同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、引き続き独立役員とする予定です。

第5号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2018年6月22日開催の当社第7期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まないものとする。）として、また、この報酬額の範囲内にて、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることについて、それぞれご承認をいただいております。

今般、当社は役員報酬制度を見直し、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して、中長期的な当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、在任期間中から当社株式を直接保有させることにより対象取締役と株主の皆様との価値共有を一層高めることを目的として、上記の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に代え、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を割り当てる譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入したいと存じます。

つきましては、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の範囲内で対象取締役に対して、譲渡制限付株式の割当てのための報酬としての金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を出資財産として当社に現物出資させることにより、対象取締役に譲渡制限付株式を割り当てることについてご承認をお願いしたいと存じます。なお、各対象取締役に対する当該金銭報酬債権の具体的な支給時期及び支給額並びに譲渡制限付株式の割当てについては、各対象取締役の職責等諸般の事項を総合的に勘案の上で、指名・報酬委員会に諮った後に取締役会において決定することとしており、その内容は相当なものと考えております。

現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案が原案どおり承認されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案が承認された場合には、既に割当て済みのものを除き、今後、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する上記の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行は行わないこととします。

本制度の具体的な内容は、次のとおりです。

1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式のための報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を出資財産として当社に現物出資することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数163,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、30年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初

に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役若しくは執行役員又は当社子会社の取締役若しくは監査役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、割り当てる予定です。

以 上

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、期初から2019年内は安定した景況感に支えられ、米中通商問題や地政学的リスクを包含しつつも底堅く推移しました。しかしながら、2020年に入って以降は中国で発生した新型コロナウイルスの感染が拡大し、社会的、経済的に大打撃を受けている状況にあります。世界的な同ウイルスの感染拡大は収まる様子がなく、各国で人の移動を制限する等の感染拡大防止策が打ち出されたことにより、経済活動が停滞しています。

当社グループを取り巻く事業環境は、造船事業においては中国や韓国勢との競争に晒され、“船腹及び建造設備の過剰”という構造が依然として継続しています。バルクキャリアーの海運市況は、世界経済の先行き不透明感もあり回復の兆しはいまだなく、新造船価の低迷が継続している中、国内外で造船事業の統合・再編の動きが起こりつつあります。

このような状況下、当社の新造船では、NOx排出3次規制やH-CSR（新共通構造規則）の新規則を適用し燃費性能を向上させた新82千重量トン型パナマックス・バルクキャリアーと新64千重量トン型ウルトラマックス・バルクキャリアーに加え、幅広・浅喫水で大容量化を図った新規制適用の41千重量トン型ハンディサイズ・バルクキャリアーを開発し、営業を展開しています。一方、フェリーや特殊船、作業船など一般商船以外にも商品を拡げることで、建造メニューの多角化にも取り組んでおり、2019年12月には約20年ぶりの建造となった旅客船兼自動車航送船（カーフェリー）を1隻完工し、引渡しました。船価低迷が続く新造船を補完すべく事業拡大に取り組んでいるマリン（改修船）、ガスタンク（船用LPGタンク等製造）については、製造能力強化のため、従来の大阪製造所（大阪府大阪市）に加えて水島製造所（岡山県倉敷市）にもタンク生産設備の建設を進めています。また、住友精化株式会社と共同開発した船用LNG燃料供給システムも、同システムを採用した第1船が2020年1月に竣工しました。なお、上記の通り経営努力を続けていますが、新造船市況・新造船価は低迷を続けており、造船事業の営業キャッシュ・フローが赤字基調となっているため、有形固定資産と無形固定資産の合計額と、土地・建物の不動産鑑定価格等の合計額との差額である991百万円を減損損失として特別損失に計上しました。

M&T事業は、当社グループの「第二のコアビジネス」との位置付けを踏まえ、事業の基盤強化と多角化に取り組みました。2019年4月には、サノヤス・エンジニアリング株式会社と株式会社大鋳の、ともに産業機械製造とメンテナンス等のサービスを主業とする2社をひとつに統合しました。さらに2020年4月に建設工事用エレベーターの販売・レンタルを主業とするサノヤス建機株式会社を追加統合して、経営効率化や人財最適配置、既存工場共同利用等によるシナジー追求に基づいて事業構造の強化・拡充を進めました。また、IoT等の情報システム技術を活用した生産性向上や業務効率化の加速を目的として、ソフトウェア開発及び計算・情報処理業務受託を営む株式会社サノテックに所属するシステムエンジニアを当社グループ各社に再配置するとともに、同社と商社業等を営むサノヤス・ビジネスパートナー株式会社の事業の整理と両社の統合を実施しました。なお、事業の整理・統合の結果、統合後の株式会社サノテックの事業の大部分が造船及び周辺業界向けとなったことから、グループ組織構造の適正化と更なる効率化を図るため、会社分割の手続きにより2020年1月に同社の株式と経営管理業務をサノヤスMTG株式会社からサノヤス造船株式会社に移管しました。一方で、事業領域の拡大を図るべく、動力制御盤・分電盤・配電盤等のメーカーであるハピネスデンキ株式会社の全株式を2020年1月6日付で取得し、完全子会社といたしました。

これらの結果、当期の業績は、売上高は前期比1,661百万円（3.5%）増加の49,805百万円となりましたが、M&T事業の伸長も造船事業の損失を補填するまでには至らず営業損失は1,775百万円（前期は1,272百万円の営業利益）、経常損失は1,710百万円（前期は1,326百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,211百万円（前期は1,383百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

事業区分別の経営成績は次のとおりであります。なお、区分別の営業利益及び営業損失は配賦不能営業費用控除前及び事業間取引消去前のものであります。

・造船事業

新造船は上記の通り、需給の飽和状態が恒常化し依然として船価の回復が見られない中で、受注活動に努めた結果、新82千重量トン型パナマックス・バルクキャリアー4隻、新64千重量トン型ウルトラマックス・バルクキャリアー1隻の計5隻を受注しました。一方、82千重量トン型パナマックス・バルクキャリアー4隻、64千重量トン型ウルトラマックス・バルクキャリアー2隻、60千重量トン型スプラマックス・バルクキャリアー1隻、旅客船兼自動車航送船（カーフェリー）1隻の計8隻を引渡しましたので、受注隻数残高は内定を合わせて13隻となりました。また、マリンでは官民の修繕船、ガスタンクでは船用LPGタンクの営業に注力しました。この結果、新造船にマリン、ガスタンク及びプラント（食品タンク等製造）を含めた造船事業全体の受注残高は、工事進行基準による金額に

して36,875百万円となりました。

造船事業の売上高は、前期比287百万円（1.0%）増加の29,932百万円となりました。営業損益については資材費や工費の高騰を背景に原価が高止まりしていることや、2019年3月末対比で円高が進行したことにより、新規受注船を含む今後製造する米ドル建受注済新造船の円換算売上見込額が減少した結果、2,779百万円の営業損失（前期は336百万円の営業利益）となりました。

・M & T 事業

M&T事業においては、化粧品等製造用の真空乳化装置・攪拌機の販売が好調を維持したことと、中国における日系企業の工場排水処理の伸長と、さらに期中に買収したハピネスデンキ株式会社の第4四半期業績の上乗せが寄与しました。この結果、売上高は、前期比1,374百万円（7.4%）増加の19,873百万円、営業利益は前期比165百万円（13.5%）増加の1,396百万円となりました。なお、受注残高は7,802百万円となりました。

（単位：百万円）

区 分	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
造 船 事 業	24,951	29,932	36,875
M & T 事 業	12,371	19,873	7,802
計	37,322	49,805	44,677

（注） M&T事業における機械レンタル及び遊園地施設の運営管理受託に関しましては、受注高及び受注残高に含めておりません。

2. 設備投資の状況

当期において、当社グループでは総額1,925百万円の設備投資を実施いたしました。主なものは、サノヤス造船株式会社における水島製造所の船用LPGタンク製造用設備に関する投資です。

3. 資金調達の状況

当期において、重要なものはありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

サノヤス造船株式会社は、2020年1月1日付で、株式会社サノテックの統括事業に関する資産及びこれに関する権利義務を、吸収分割によりサノヤスMTG株式会社から承継しました。

5. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

サノヤスMTG株式会社によりハピネスデンキ株式会社の全株式を2020年1月6日付で取得し、同社を完全子会社化いたしました。

6. 対処すべき課題

世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、各国で外出制限等の対策が打ち出されており、経済活動停滞の影響が広がっています。このような非常事態の中、わが国でも4月には政府による「緊急事態宣言」が発表されました。2020年の夏に予定されていた東京オリンピックも開催が1年延期され、国民や企業への活動自粛要請の強化と相俟って、わが国経済の先行きの不透明感が大きく増している状況にあります。

当社を取り巻く事業環境は、造船事業においては、主力商品のバルクキャリアーの市況及び世界経済・海運マーケットの先行きが見通せない中で、新造船は引き続き難しい舵取りを強いられると見込まれます。同様に、マリン、ガスタンクについても、各々の市場動向にも注視していく必要があります。主要市場が国内の機械産業分野であるM&T事業についても、国内景気の動向や取引先の活動状況に注視していく必要があります。

特に、遊園地運営において、政府による緊急事態宣言を受けて、主要施設のほとんどが営業を休止しており、加えて営業再開後も来客動向次第で売上高に大きな影響があることが予想されます。また、造船事業及びM&T事業全般において取引先との商談への支障が避けられず、2020年度の受注及び売上への影響があると予想されます。

新型コロナウイルスの感染禍からの世界経済の回復状況、国内経済や各業種の回復状況次第で、事業環境は大きく変化するものと考えますが、当社は次のような経営戦略をもって推進します。当社グループは、造船事業とM&T事業という「二つのコアビジネス」を持ち、相互に補完しながら、バランスの取れたポートフォリオ経営を目指します。

造船事業では、上記に加え、従来から課題となっている“船腹及び建造設備の過剰”という構造要因と、中国や韓国勢との競争という、非常に厳しい環境が続くものと想定され、これに対応すべく2020年4月より新しい組織体制で臨みます。本社と現場の管理業務を行う部門を集約して「事業統括部」とし、製造部門では「船殻工作部」と「艀装工作部」を集約し「工作部」として統合することで、体制強化を図ります。ガスタンクについては、より円滑な運営を行うため「ガスタンク事業部」を新設し、プラントでは、フレキシブルかつ統一感のある活動を行うため、「営業部」「設計部」「工事部」の3部体制とします。

M&T事業においては、中間持株会社のサノヤスMTG株式会社がM&Tグループの各事業会社の技術開発、新製品開発、IT・システム導入を含む生産・販売・管理等の支援体制を更に強化・拡充するため、2020年4月1日付で組織変更を実施しました。まず、「業務推進支援センター」を新設し、「企画部」「システム企画部」「ものづくり推進部」「IT化推進部」を統括しながら相互連携を深め、より幅と深みを持った現場力強化、収益体質強化の取り組みを推進します。また「ものづくり推進部」の傘下にはグループ全体の品質

保証・品質管理を統括する「品質保証室」、各事業会社の技術・設計部門の業務効率化やグループ横断的に取り組むべき技術開発を担う「開発支援室」を新設します。加えて、各事業会社においても、それぞれの課題解決に即した組織再編を行うことにより、特性・ビジネスモデル・企業の成長過程に応じた経営体質の強化を図ります。

最も重要な経営資源である人財に関しては、世代別強化と経営管理層の後継者育成を継続的に行い、メーカーとしての根幹である技術伝承にも積極的に取り組んでまいります。また、事業の枠を超えたグループ会社間での人財の有効活用を進めてまいります。

生産過程をはじめ各職場での安全の確保は事業を進めていくための大前提であり、災害への備えを含めて、精力的な取り組みを行ってまいります。

鋼材をはじめとする資機材調達コストの低減は大きな経営課題であり、安定調達を大前提として、調達先の新規開拓あるいは絞り込みによりコスト削減を図ってまいります。

今後とも当社グループは、コーポレート・ガバナンスの一層の充実とI R活動の推進に努めるとともに、経営資源の最適配分と効率経営を徹底することにより業績の改善、財務体質の強化を推し進め、企業価値を向上させることで株主の皆様のご負託にお応えできるよう、グループ一丸となり努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

7. 財産及び損益の状況

区 分	第6期 (2017年3月期)	第7期 (2018年3月期)	第8期 (2019年3月期)	第9期<当期> (2020年3月期)
受 注 高(百万円)	29,888	22,824	43,632	37,322
売 上 高(百万円)	53,064	47,455	48,144	49,805
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(百万円)	863	△3,145	1,326	△1,710
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失(△)(百万円)	△2,446	△4,260	1,383	△2,211
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△75円11銭	△130円77銭	42円45銭	△67円87銭
純 資 産(百万円)	17,349	13,446	14,654	11,660
総 資 産(百万円)	70,562	67,635	67,110	63,681

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改訂』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第8期の期首より適用しており、第7期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値になっております。

8. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当する事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
サノヤス造船株式会社	百万円 2,000	100.0%	各種船舶の建造及び修理並びに各種タンクの設計及び施工
株式会社サノテック	50	100.0	鋼材及びその他船用資材の売買、警備保障業務、ソフトウェアの開発及び計算、情報処理業務の受託
サノヤスMTG株式会社	10	100.0	M&Tグループ各社に関する経営管理を主とする統括業務
サノヤス建機株式会社	80	100.0	建設工事用エレベーターの製造及びレンタル
サノヤス・エンジニアリング株式会社	35	100.0	機械式駐車装置及びショットブラストマシンの製造及び保守点検
サノヤス精密工業株式会社	60	100.0	農機、特装自動車用及び各種産業機械の部品製造及び組立
みづほ工業株式会社	60	100.0	化粧品、医薬品製造用の乳化装置及び攪拌機の製造
山田工業株式会社	100	100.0	空調衛生給排水設備の設計及び施工、環境衛生装置の製造及び保守点検
ハピネスデンキ株式会社	250	100.0	電気機械器具製造、電気工事
サノヤス・ライド株式会社	200	100.0	遊園地遊戯機械設備の製造、遊園地運営
サノヤス・ライドサービス株式会社	80	100.0	遊園地施設の運営管理の受託
FL CLOVER MARITIME S.A.	千米ドル 30	100.0	船舶の保有
美之賀機械(無錫)有限公司	千人民元 3,266	100.0	工場排水処理装置の製造
Sanoyas Rides Australia Pty Ltd	千豪ドル 66,532	100.0	観覧車及び付随施設の所有、運営

- (注) 1. 当社の議決権比率は、当社保有割合及び子会社が保有する間接保有割合の合計を記載しております。
2. 2020年1月6日、サノヤスMTG株式会社は、ハピネスデンキ株式会社の全株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。
3. 2020年4月1日、サノヤス建機株式会社は、吸収合併によりサノヤス・エンジニアリング株式会社とその権利義務の全部を承継させ解散いたしました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
サノヤス造船株式会社	大阪市北区中之島三丁目3番23号	5,613百万円	24,364百万円
サノヤスMTG株式会社	大阪市北区中之島三丁目3番23号	12,367百万円	24,364百万円
サノヤス・ライド株式会社	大阪市住之江区西加賀屋二丁目2番11号	4,985百万円	24,364百万円

9. 主要な事業内容

当社グループの主な事業内容は次のとおりです。

区分	主要営業品目
造船事業	各種船舶の建造及び修理 各種タンクの設計及び施工 鋼材及びその他船用資材の売買、警備保障業務、ソフトウェアの開発及び計算、情報処理業務の受託
M & T 事業	建設工事用エレベーターの製造及びレンタル 機械式駐車装置及びショットプラストマシンの製造及び保守点検 農機、特装自動車用及び各種産業機械の部品製造及び組立 化粧品、医薬品製造用の乳化装置及び攪拌機の製造 空調衛生給排水設備の設計及び施工、環境衛生装置の製造及び保守点検 電気機械器具製造及び電気工事 遊園地遊戯機械設備の製造、遊園地運営 遊園地施設の運営管理の受託

10. 主要な営業所及び工場

当 社	[本 社]	大阪市北区
サノヤス造船株式会社	[本 社] [工 場]	大阪市北区 水島製造所（岡山県倉敷市）、大阪製造所（大阪市西成区）
株式会社サノテック	[本 社]	大阪市住之江区
サノヤスMTG株式会社	[本 社]	大阪市北区
サノヤス建機株式会社	[本 社] [工 場]	東京都中央区 東京テクノセンター（千葉県成田市）、広島工場（広島県東広島市）
サノヤス・エンジニアリング株式会社	[本 社] [工 場]	大阪市住之江区 宮崎工場（宮崎県日向市）
サノヤス精密工業株式会社	[本 社] [工 場]	兵庫県三田市 本社工場（兵庫県三田市）、甲府製造部（山梨県甲府市）
みづほ工業株式会社	[本 社] [工 場]	大阪市西成区 本社工場（大阪市西成区）
山田工業株式会社	[本 社]	大阪市中央区
ハピネスデンキ株式会社	[本 社] [工 場]	東京都大田区 茨城工場（茨城県古河市）、大阪工場（大阪府大東市）、 九州工場（福岡県福岡市）
サノヤス・ライド株式会社	[本 社] [工 場]	大阪市住之江区 三田工場（兵庫県三田市）、九州工場（熊本県玉名郡）
サノヤス・ライドサービス株式会社	[本 社]	大阪市住之江区
FL CLOVER MARITIME S.A.	[本 社]	パナマ パナマ市
美之賀機械（无錫）有限公司	[本 社]	中国 江蘇省 無錫市
Sanoyas Rides Australia Pty Ltd	[本 社]	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン市

11. 従業員の状況

事業区分	従業員数
造船事業	643名 [54名]
M & T 事業	931名 [301名]
全社(共通)	59名
合計	1,633名 [355名]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しております。

12. 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社三井住友銀行	3,660
株式会社関西みらい銀行	3,235
三井住友信託銀行株式会社	1,079
農林中央金庫	974
株式会社みずほ銀行	672

II. 株式会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 120,000,000株
2. 発行済株式の総数 32,637,500株（うち自己株式20,715株）
3. 株 主 数 11,023名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数 株	持 株 比 率 %
サ ノ ヤ ス 共 栄 会	3,545,200	10.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・住友重機械工業株式会社退職給付信託口）	2,145,000	6.58
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,425,000	4.37
ス ト ラ ク ス 株 式 会 社	1,402,000	4.30
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	1,123,000	3.44
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社（信託口）	1,036,300	3.18
住 友 商 事 株 式 会 社	1,000,000	3.07
日 本 製 鉄 株 式 会 社	844,800	2.59
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	650,000	1.99
伊 藤 忠 丸 紅 鉄 鋼 株 式 会 社	564,000	1.73

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	上 田 孝		サノヤス造船(株) 代表取締役社長 サノヤスMTG(株) 代表取締役社長
代表取締役専務執行役員	北 川 治	総務部担当 兼 法務部担当 兼 経理部担当 兼 財務部担当 兼 システム企画部担当	サノヤス造船(株) 代表取締役 サノヤスMTG(株) 代表取締役
取締役	倉 持 貴 好		サノヤス造船(株) 代表取締役
代表取締役専務執行役員	松 本 裕 之	人事部担当	サノヤス造船(株) 代表取締役 サノヤスMTG(株) 代表取締役
取締役	渡 邊 義 則		
取締役	佐 藤 正 志		
取締役常務執行役員	鷺 野 伸	企画部担当	
取締役	谷 口 哲 郎		
取締役	森 薫 生		高麗橋中央法律事務所所長(弁護士) (株)関西スーパーマーケット 社外取締役監査等委員 岩井コスモ証券(株) 社外監査役
取締役	南 知 恵 子		神戸大学大学院経営学研究科 教授 神戸大学 学長補佐(キャリア支援担当)
取締役(常勤監査等委員)	松 田 武 郎		
取締役(監査等委員)	中 尾 誠		
取締役(監査等委員)	山 田 茂 善		太陽有限責任監査法人 総括代表社員CEO

- (注) 1. 取締役 谷口哲郎、森 薫生、南 知恵子、中尾 誠及び山田茂善の各氏は、社外取締役であります。
2. 社内各種情報へのアクセスと情報収集能力の担保及び監査体制の確保を図るため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員である取締役 山田茂善氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 森 薫生及び南 知恵子の両氏が兼職している他の法人等と当社との間には、開示すべき重要な関係はありません。
5. 監査等委員である取締役 山田茂善氏が兼職している他の法人等と当社との間には、開示すべき重要な関係はありません。
6. 取締役 谷口哲郎、森 薫生、南 知恵子、中尾 誠及び山田茂善の各氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 2019年6月21日開催の第8期定時株主総会において、新たに佐藤正志氏が取締役に選任され就任いたしました。
8. 2019年6月21日開催の第8期定時株主総会の終結の時をもって、山本周平氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

- (注) 9. 南 知恵子氏は職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は西岡知恵子氏です。
10. 当期中及び2020年4月1日付で取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更となっております。

(下線__は変更部分を示します。)

氏 名	変更年月日	変 更 前	変 更 後
松 本 裕 之	2019年6月23日	取締役専務執行役員 人事部担当	代表取締役専務執行役員 人事部担当
北 川 治	2020年4月1日	代表取締役専務執行役員 総務部担当 兼 法務部担当 兼 経理部担当 兼 財務部担当 兼 システム企画部担当	代表取締役専務執行役員 総務部担当 兼 法務部担当 兼 財務部担当 兼 企画部担当
佐 藤 正 志	2020年4月1日	取締役	取締役常務執行役員 人事部副担当
鷺 野 伸	2020年4月1日	取締役常務執行役員 企画部担当	取締役常務執行役員 財務部副担当 兼 企画部副担当
南 知恵子	2020年4月1日	神戸大学大学院経営学研究科 教授 神戸大学 学長補佐 (キャリア支援担当)	神戸大学大学院経営学研究科 教授 神戸大学経営学域長、大学院経営学研究科長、経営学部長

2. 取締役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く。)	11名	68百万円
監査等委員である取締役	3名	21百万円
合 計 (うち社外役員)	14名 (5名)	89百万円 (35百万円)

- (注) 1. 上記の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬の額には、当期において費用計上したストックオプションによる報酬額3百万円を含んでおります。
2. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第7期定時株主総会において、年額300百万円以内 (但し、使用人分給与は含まない) と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第7期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

当期における主な活動状況

地位	氏名	出席の状況 (出席回数)	発言の状況
取締役	谷口哲郎	取締役会 14回中13回	企業経営における豊富な経験と幅広い識見に基づいた助言、提言を行っております。
取締役	森 薫生	取締役会 14回中14回	弁護士としての専門的な識見と幅広い経験に基づいた助言、提言を行っております。
取締役	南 知恵子	取締役会 14回中14回	大学教授としての専門的な知識と幅広い識見に基づいた助言、提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	中尾 誠	取締役会 14回中14回	企業経営における豊富な経験と幅広い識見に基づいた助言、提言を行っております。
		監査等委員会 14回中14回	
取締役 (監査等委員)	山田茂善	取締役会 14回中13回	公認会計士としての専門的な識見と幅広い経験に基づいた助言、提言を行っております。
		監査等委員会 14回中13回	

4. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 谷口哲郎、森 薫生、南 知恵子、中尾 誠及び山田茂善の各氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げられる最低責任限度額となります。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の氏名または名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

① 当期に係る会計監査人としての報酬等の額

37百万円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

49百万円

- (注) 1. 監査等委員会は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人による当期の監査計画の内容、監査時間及び報酬見積等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 当社の子会社のうち、Sanoyas Rides Australia Pty Ltdは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社は、有限責任あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である収益認識に関する会計基準の適用に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

また監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員である取締役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

[ご参考] 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	37,839	流動負債	28,284
現金及び預金	15,623	支払手形及び買掛金	10,973
受取手形及び売掛金	15,620	短期借入金	5,442
有価証券	500	1年内返済予定の長期借入金	3,665
商品及び製品	179	未払法人税等	200
仕掛品	1,464	前受金	2,696
原材料及び貯蔵品	829	賞与引当金	534
その他の	3,656	保証工事引当金	287
貸倒引当金	△33	受注工事損失引当金	2,286
固定資産	25,841	固定資産撤去費用引当金	90
(有形固定資産)	(16,365)	繰上りス債	261
建物、ドック船台及び構築物	7,409	繰延税金負債	1,845
機械装置、運搬具及び工具器具備品	3,628	繰延税金負債	14,214
土地	5,168	繰延税金負債	1,823
建設仮勘定	158	繰延税金負債	2,181
(無形固定資産)	(1,490)	繰延税金負債	8
のれん	901	退職給付に係る負債	5,024
ソフトウェア	550	退職給付に係る負債	450
その他の	39	その他の	33
(投資その他の資産)	(7,984)	負債合計	52,020
投資有価証券	5,894	純資産の部	
長期貸付金	401	株主資本	9,306
繰延税金資産	231	資本剰余金	2,542
退職給付に係る資産	254	利益剰余金	405
その他の	1,346	自己株式	6,364
貸倒引当金	△143	その他の包括利益累計額	△5
資産合計	63,681	その他の有価証券評価差額金	2,264
		繰延ヘッジ損益	2,708
		為替換算調整勘定	11
		退職給付に係る調整累計額	△286
		新株予約権	△169
		純資産合計	11,660
		負債及び純資産合計	63,681

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		49,805
売上原価		46,477
販売費及び一般管理費		3,328
営業損失(△)		5,103
営業外収益		△1,775
受取利息及び配当金	143	
持分法による投資利益	238	
その他	43	426
営業外費用		
支払利息	268	
その他	92	361
経常損失(△)		△1,710
特別利益		
投資有価証券売却益	578	
固定資産売却益	399	977
特別損失		
減損損失	1,123	
固定資産撤去費用引当金繰入額	99	1,223
税金等調整前当期純損失(△)		△1,956
法人税、住民税及び事業税	272	
法人税等調整額	△17	255
当期純損失(△)		△2,211
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△2,211

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,910	流 動 負 債	9,908
現 金 及 び 預 金	1,246	短 期 借 入 金	6,400
売 掛 金	32	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	2,706
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1	未 払 金	680
未 収 入 金	857	未 払 費 用	12
前 払 費 用	35	未 払 法 人 税 等	9
短 期 貸 付 金	1,713	賞 与 引 当 金	50
そ の 他	24	そ の 他	49
固 定 資 産	20,454	固 定 負 債	6,407
(有 形 固 定 資 産)	(194)	長 期 借 入 金	5,567
建 物	12	退 職 給 付 引 当 金	558
工 具 器 具 備 品	169	繰 延 税 金 負 債	14
建 設 仮 勘 定	12	資 産 除 去 債 務	5
(無 形 固 定 資 産)	(310)	そ の 他	261
借 地 権	15	負 債 合 計	16,316
電 話 加 入 権	0	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	293	株 主 資 本	7,959
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(19,949)	資 本 金	2,542
関 係 会 社 株 式	18,418	資 本 剰 余 金	5,735
長 期 貸 付 金	1,100	資 本 準 備 金	1,114
長 期 前 払 費 用	16	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,621
前 払 年 金 費 用	46	利 益 剰 余 金	△313
そ の 他	366	そ の 他 利 益 剰 余 金	△313
資 産 合 計	24,364	繰 越 利 益 剰 余 金	△313
		自 己 株 式	△4
		新 株 予 約 権	89
		純 資 産 合 計	8,048
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	24,364

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		118
一 般 管 理 費		419
営 業 損 失 (△)		△300
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	19	
そ の 他	0	20
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	143	
そ の 他	2	145
経 常 損 失 (△)		△425
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△425
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△28
法 人 税 等 調 整 額		11
当 期 純 損 失 (△)		△409

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

サノヤスホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川井一男	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東浦隆晴	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サノヤスホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サノヤスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

サノヤスホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川井一男	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東浦隆晴	Ⓜ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サノヤスホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

サノヤスホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 松田 武郎 ㊟

監査等委員 中尾 誠 ㊟

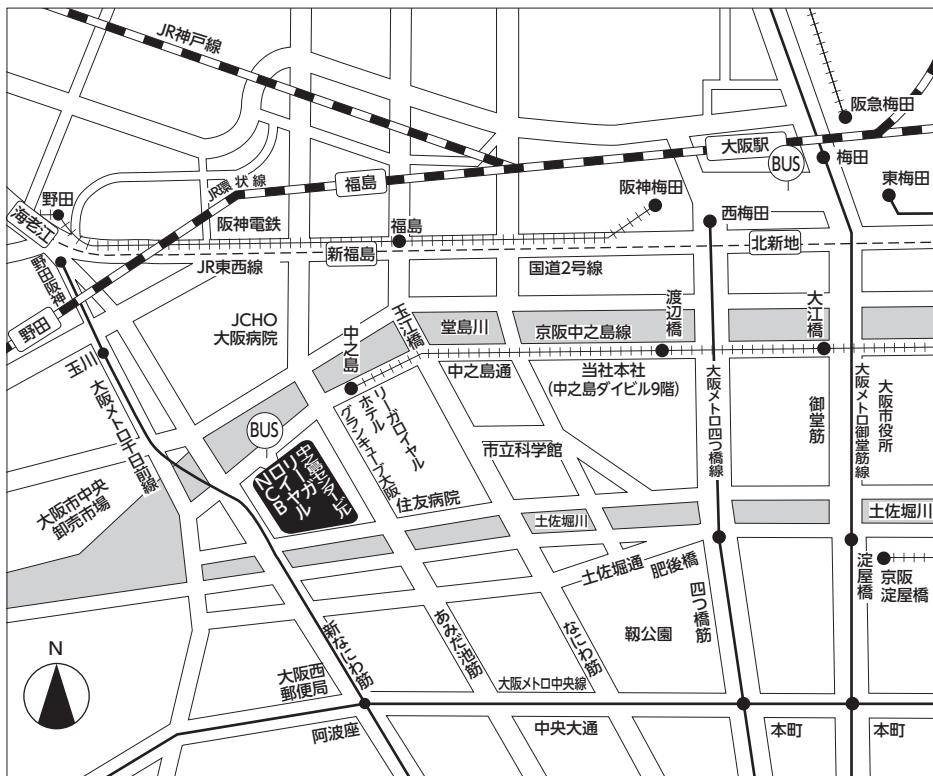
監査等委員 山田 茂善 ㊟

(注) 監査等委員 中尾 誠及び山田茂善は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

会場ご案内図

会場：大阪市北区中之島六丁目2番27号
中之島センタービル内
リーガロイヤルNCB 2階「松の間」



- 京阪電車／中之島線 「中之島駅」(2番出口)から徒歩約5分
 - 大阪メトロ／千日前線・中央線 「阿波座駅」(9番出口)から徒歩約7分
 - JR環状線／「野田駅」から徒歩約10分
 - JR東西線／「新福島駅」から徒歩約8分
 - 大阪シティバス／「大阪駅」駅前バスターミナルから53系統(船津橋行)「船津橋」下車すぐ
- *ご来場にあたりましては、当社として専用の駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

本年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

